

試験機レンタル約款

お客様（以下「甲」という。）は、株式会社マルイ（以下「乙」という。）と、本約款により、試験機及びその附属部品（以下、附属部品も含んで「試験機」という。）の賃貸契約（以下レンタル契約という）を行う。本約款並びに見積書、注文書及び請求書に定めのない事項については、法令、又は一般の慣習によるものとする。

第1条（レンタル契約の発効）

甲は、乙の取り決めた試験機等レンタル物件を賃貸（以下レンタルという）し、甲は借り受ける。乙所定の注文書により、お客様である甲から試験機のレンタル申込みを受けた場合、乙が保有する試験機の範囲内で、個別のレンタル条件により、甲に対しこれを貸し渡し、甲はこれを借り受ける。乙が甲に試験機を発送した時点で、レンタル契約が発効する。但し、乙が甲に試験機を貸し渡す場所、及び、甲が試験機を使用する場所は、日本国内に限る。

第2条（レンタル料金の金額）

レンタル料金は、原則として、月単位で定めるレンタル料単価に甲の申し出たレンタル期間（但し、キャッシュポルのみ最低レンタル期間は20日間、Wチェッカーは2週間とし、その他試験機の最低レンタル期間は1ヶ月間とする。）を乗じた期間レンタル料及び基本レンタル料及び送料、消費税の合計額とする。

第3条（レンタル期間の計算方法）

レンタル期間は注文書の通りとし、乙が甲にレンタル物件を引き渡した当日から起算し、甲が試験機を乙に渡した当日までを、レンタル期間に算入する。レンタル期間ごとに月レンタル価格が変更するものとする。

第4条（レンタル料金の支払方法）

レンタル契約発効以後、乙は甲に対し、レンタル料金を請求し、甲は、当該支払期限内にレンタル料金を支払う。レンタル料金の支払方法は現金のみとし、甲が乙に対し、手形、小切手の振出ないし裏書譲渡等により支払うことはできない。初取引の場合は、あらかじめ甲は「取引先登録票」に記載し乙による審査後、「先入金取引」または、「代金引換取引」とする。

第5条（当初レンタル期間の延長）

甲が当初申し出たレンタル期間を延長するときは、乙に対し、当初レンタル期間満了までに、延長を希望する期間を申し出る。

乙がこの申し出を承諾するときは、乙は甲にその旨通知する。

乙が、都合により、前項の甲のレンタル期間延長の申し出に応じられない場合には、甲は、当初レンタル期間終了日までに、当該試験機を乙に返還する。

第6条（甲の試験機を受領）

甲は、乙から試験機の送付を受けたときには、直ちに（2日以内）、試験機を確認の上、受領する。甲が試験機を受領後直ちに（2日以内）、試験機の異常ないし故障を乙に申し出ない限り、甲は、試験機に異常ないし故障がなかったと承認したものとする。

第7条（甲の使用方法）

(1)甲は、正当な使用方法で、善良な管理者の注意をもって、日本国内で、借り受けた試験機を使用しなければならない。

(2)甲が、前項の義務に反して、借り受けた試験機に損害を及ぼしたときには、甲は乙に対し、その損害を賠償する責任を負う。

上記の損害賠償責任は、試験機の損害だけでなく、乙が当該試験機のレンタル事業により得べかりし利益等一切の損害を含む。

第8条（権利侵害の禁止）

甲は、試験機の占有を移転し、又は、売却し、レンタルし、若しくは担保に供するなど、乙の所有権を侵害するおそれのある一切の行為をしてはならない。

第9条（甲の賠償責任）

甲が借り受けた試験機の使用又は管理により、第三者又は乙に損害（破損・破壊・盗難・傷害等）を与えた場合には、その損害を甲が賠償する責任を負う。乙は試験機には保険を一切かけていない為、甲の責任において賠償責任を負う。但し、この損害が、甲の責任に帰さない事由によるときには、この限りでない。

第10条（甲の報告義務）

甲が借り受けた試験機に異常又は故障があるときは、直ちに、試験機の使用を中止して、乙にこの旨を報告しなければならない。乙は、速やかに、甲の申し出に基づき、甲に対処方法を指示し、甲はこれに従うものとする。

甲は、乙に無断で、試験機の修理等をしてはならない。

試験機の異常又は故障が甲の故意又は過失による場合には、甲は、その修補に要する費用を負担する。

第11条（乙の貸主の責任）

乙が甲に貸し渡す前に試験機に存した瑕疵により、試験機が使用不能となった場合には、乙は甲に対し、直ちに、代替試験機の提供又はこれに準ずる処置を行わなければならない。

甲は、前項に定める処置を除き、試験機を使用できなかったことにより生ずる一切の損害について、乙に請求できないものとする。

第12条（事故処理）

甲が借り受けた試験機に関連する事故が発生した場合には、甲は、事故の大小を問わず、法令上必要な処置を直ちに講じるとともに、乙に事故状況等を報告し、必要な資料や証拠を保存し、乙の求めに応じて、これを乙に引き渡さなければならない。

また、甲は、当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときには、予め乙の承諾を受けなければならない。甲は、自らの責任において、事故の解決に努めるものとする。

第13条（甲の禁止行為）

甲は、下記の行為をしてはならない。

- (1) レンタルした試験機について、正当な使用目的以外に、又は、正当な使用方法以外の方法で、使用すること
- (2) レンタルした試験機を、甲及びその履行補助者以外の者に使用せしめること
- (3) レンタルした試験機について、占有を移転し、有償・無償を問わず譲渡又は転貸し、担保に供する等、乙の所有権の侵害のおそれのある一切の行為をすること
- (4) レンタルした試験機について、分解・改造若しくは改装する等して現状の変更、試験機に潜在的にでも損害を及ぼすこと、又は、器物番号を偽造若しくは変造すること
- (5) 甲が、乙に無断で、試験機を送付した場所及び試験機の使用・保管に合理的に必要な地域から、試験機を移動させること
- (6) 物件にソフトウェアが含まれる場合、甲はそのソフトウェアに関し、第三者への譲渡、使用権の設定、複製、変更又は改修等を行うこと。

第14条（試験機の返還）

- (1) 甲は乙に対し、レンタル期間終了日までに、乙が指定した場所及び方法で、試験機を返還しなければならない。返還時の運送費は甲の負担とする。
- (2) 甲の責任により物件を返還せず（滅失を含む）、又は毀損した物件を返還したときは、甲は乙に対して代替物件の購入代価を支払うか、物件の復元又は修理に要する費用を負担する。
- (3) 物件に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合には、甲はそのデータを消去して乙に返還するものとし、返還後の物件にデータが残存する場合、残存するデータの消失又は漏洩等に起因して甲その他第三者に生じた損害に関して、乙は一切責任を負わないものとする。
- (4) 甲が本物件の返還を遅延したときは、甲はレンタル期限の翌日から返還完了までの期間の乙所定遅延損害金を乙に支払う。

第15条（レンタル契約の即時解除）

甲が乙に対し支払期限の到来したレンタル料その他の金額を支払わないとき、甲が支払不能状態に陥ったとき、甲が乙に申告した電話番号・ファクス若しくはメールアドレスにより乙から甲に連絡ができないとき、又は、甲がレンタル契約による禁止行為に触れる行為のあるとき等、甲に本件レンタル会員として相当でない行為があるときは、乙は、何等の催告を要さず、レンタル契約を解除して、直ちに、試験機の返還及び未払レンタル料、遅延損害金等の支払の請求をすることができる。

第16条（損害金）

甲が乙に返還すべき試験機を返還期限に返還しないことによる遅延損害金は、遅滞1日当たり、レンタル料単価の2倍の金額とする。

甲が乙に試験機を返還できないとき、又は、甲が故意若しくは過失により試験機に損害を与えたときは、甲は乙に対し、当該試験機の損害を賠償するとともに、当該試験機の返還不能若しくは損害による乙の得べかりし利益を含む一切の損害を賠償する。

甲が乙に支払うべき金額を遅滞したときには、年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

第17条（甲の登録事項の変更）

甲が、商号変更等の名称、住所、電話番号、ファクス番号、メールアドレス等、登録事項に変更を生じたときには、直ちに、乙に届け出なければならない。

第18条（管轄合意）

乙と甲は、本件レンタル契約に関する紛争について、乙の本社を管轄する第1審裁判所を専属的合意管轄と定める。

特約条項

甲が、レンタル業者として、試験機を一般顧客にレンタルすることを目的として、その旨を明示して乙にレンタル契約を申し込み、乙がこれを承諾したときは、本約款の条項を次のとおり変更する。

- (1) 第7条1項については、レンタル業者である借主は、その顧客である転借人に対し、正当な使用方法で、善良な管理者の注意をもって、転借した試験機を使用するよう注意を促さねばならない。
- (2) 第7条2項について、レンタル業者である借主は、転借人の故意過失による損害についても、乙に対し、賠償責任を負う。
- (3) 第8条について、乙は、甲が試験機の占有を移転し、又は、賃借することを承認する。
- (4) 第9条について、甲の賠償責任は、甲の転借人の使用及び管理によるものを含む。
- (5) 第13条各号について、甲が試験機を正当なレンタルとして転貸することを除く